

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 告 示

○知事権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	50
○知事権限に係る保安林の指定	(治山課)	50
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	50
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課)	50
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更	(治山課)	51
○森林法による通知に代える公示	(治山課)	51

## 告 示

### 北海道告示第764号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成25年11月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村大字赤石村67の5
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第765号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指

定する。

平成25年11月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 石狩市厚田区厚田709（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第766号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年11月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
  - 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第767号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年11月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 白老郡白老町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

白老町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第768号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年11月26日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 古平郡古平町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 目梨郡羅臼町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第769号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を古平町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第768号のとおりである。

平成25年11月26日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

古平郡古平町大字沖町27の11所在の森林について所有権を有する 小野 繁